

# 勤労者生活資金貸付金・季節労働者生活資金貸付金 制度のお知らせ

占冠村では、村内に働く勤労者及び季節的に雇用される方（以下「季節労働者」という。）の生活安定を図ることを目的として、北海道労働金庫富良野支店（以下「労働金庫」という。）による生活資金及び教育資金の貸付けを行っています。

※季節労働者～雇用保険法に基づく短期雇用特例被保険者で特例一時金受給者の方  
貸付けを希望される方は、労働金庫（電話23-6000）または役場企画商工課商工観光担当（電話56-2124）までご相談ください。

## 勤労者生活資金貸付金制度の概要

貸付の対象者 （右記の要件全てに該当する方）	①村内に住所を有している方 ②村内の事業所等に勤務している方 ③現在の事業所に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方		
貸付限度額	【生活資金】50万円以内	【教育資金】100万円以内	
貸付利率	【生活資金】年利2.81%	【教育資金】年利2.39%	※25年度利率
償還期間	【生活資金】7年以内	【教育資金】10年以内	
償還方法	原則として月賦均等償還		
信用保証、担保等	労働金庫の定めによります。		
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率及び信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。		
申込手続・結果通知	①申込者は、労働金庫に借入申込書を提出します。 ②労働金庫は、所定の調査及び審査を行い、貸付の可否を決定します。 ③審査結果（貸付の可否）を申込者へ通知します。		

## 季節労働者生活資金貸付金制度の概要

貸付の対象者 （右記の要件全てに該当する方）	①村内に住所を有している方 ②就労する意志があるが、当面就労する機会がない方 ③貸付金の償還能力があると認められる方		
貸付限度額	30万円（1世帯を原則とする）		
貸付利率	【生活資金】年利3.31%	【教育資金】年利2.81%	
償還期間	11か月以内		
償還方法	一括償還又は月割償還（ただし、1～5か月までは償還を据え置くことができます）		
保証人	別に定める条件により、連帯保証人が必要です。		
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、村は、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。		
申込手続・結果通知	①申込者は、労働金庫に借入申込書を提出します。 ②労働金庫は、所定の調査及び審査を行い、貸付の可否を決定します。 ③審査結果（貸付の可否）を申込者へ通知します。		

■企画商工課商工観光担当（電話56-2124）

平成25年度

# 行政区長紹介

みなさんと行政を結ぶパイプ役として、また、明るい村づくりの推進役としてご活躍いただく新しい行政区長さんです。一年間よろしくお願ひします。



## 6月5日は環境の日です

平成5年に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、6月1日から1カ月間を「環境月間」として設定しています。

占冠村では、平成7年10月5日、「国際環境観光会議」を開催し、この雄大な自然環境を貴重な財産として次代に受け継ぐことを宣言しています。

### 社会全体で環境保全

廃棄物や地球温暖化などの今日の環境問題は、日常のくらしや事業活動と密接にかかわっています。これらを解決するために、ごみの分別・再資源化・減量化、不法投棄の根絶など社会全体が一体となって環境保全活動に取り組む必要があります。

### 不法投棄は犯罪です!!

ごみの不法投棄は、地域の美観を損ね、時には自然環境にも深刻な影響を与える場合があります。安全で快適な生活環境を齎らすこととなります。

捨てた人が特定できないごみの処分は、基本的には土地の所有者（管理者）が処分しなければならず、一部の心ない違法者のために多くの方が迷惑を被ることは、絶対に許されるものではありません。

### 罰則規定があります

不法投棄に対しては厳しい罰則規定があり、違反した者は法律に基づき5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（併科される場合もあります）に処されることとなります。



◆不法投棄を発見したときは、ただちに連絡を！  
役場産業建設課環境衛生担当 電話56-2173  
富良野警察署占冠駐在所 電話56-2110

■ゴミに関するお問い合わせは  
役場産業建設課環境衛生担当 電話56-2173